



容量市場からの市場退出の表明について
(対象実需給年度：2025年度・2026年度)

2024年11月18日
電力広域的運営推進機関

- **市場退出時の経済的ペナルティの算定方法**は、**容量確保契約約款第13条第1項**に基づきます。
 - **対象実需給年度：2025年度**については、**容量確保契約約款第13条第1項②**が適用となります。
 - **対象実需給年度：2026年度**については、「**追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日**」を境に変更となります。
- 本資料では、実需給年度：2025年度における**市場退出の表明の方法等**を説明するとともに、**対象実需給年度：2026年度における上記「確認期限日」**を公表します。
なお、**明記している部分を除いて、対象実需給年度：2025年度・2026年度で共通**となります。

容量市場 容量確保契約約款 第13条第1項

第13条 市場退出時の経済的ペナルティ

1. 本機関は、契約電源の全部または一部が第12条に示す市場退出をした場合、当該電源等にかかる容量提供事業者に対し、以下の各号のいずれかに定める経済的ペナルティを科します。

① 市場退出が、追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日までの場合

$$\text{経済的ペナルティ}^{\ast 1} = \text{市場退出した電源等の容量} \times \text{契約単価}^{\ast 2} \times \underline{5\%}$$

② 市場退出が、上記確認期限日の翌日以降の場合

$$\text{経済的ペナルティ}^{\ast 1} = \text{市場退出した電源等の容量} \times \text{契約単価}^{\ast 2} \times \underline{10\%}$$

※1：経済的ペナルティの金額は円未満を切り捨て

※2：容量確保契約金額を契約容量で除したもの

- 本資料公表後において、市場退出で必要な手続きとして、まずは「**[1]容量市場システム上での市場退出表明**」「**[2]市場退出表明書の提出**」を実施します。その後、「**[3]市場退出の判断**」「**[4]契約書締結等**」の手続きへと進みます。
- 以下に、市場退出実施のスケジュールを示します。
 - **[1]容量市場システム上での市場退出表明**
 - **2024年12月25日(水)18時まで**に、**容量市場システムにて市場退出の表明**を実施してください。
 - **[2]市場退出表明書の提出**
 - **2025年1月17日(金)まで**に、**押印済みの市場退出表明書を提出**してください。
 - **市場退出表明書の様式等**については、[1]を実施された事業者様へ、**個別に広域機関からご連絡**しますので、お早めに[1]の手続きをお願いいたします。
- **それぞれの期日内に[1]・[2]の手続きが完了した電源等**について、その後、**市場退出が認められた場合※**に、**対象実需給年度:2025年度は約款第13条第1項②の算定方法が適用**されます。

※市場退出の確定は、市場退出表明書の提出後に**広域機関にて判断**いたします（**[3]の手続き**）。



- 本資料公表後において、市場退出で必要な手続きとして、まずは「**[1]容量市場システム上での市場退出表明**」「**[2]市場退出表明書の提出**」を実施します。その後、「**[3]市場退出の判断**」「**[4]契約書締結等**」の手続きへと進みます。
- 以下に、市場退出実施のスケジュールを示します。
 - **[1]容量市場システム上での市場退出表明**
 - **2025年3月7日(金)18時まで**に、**容量市場システムにて市場退出の表明**を実施してください。
 - **[2]市場退出表明書の提出**
 - **2025年3月28日(金)まで**に、**押印済みの市場退出表明書を提出**してください。
 - **市場退出表明書の様式等**については、[1]を実施された事業者様へ、**個別に広域機関からご連絡**しますので、お早めに[1]の手続きをお願いいたします。
- **それぞれの期日内に[1]・[2]の手続きが完了した電源等**について、その後、**市場退出が認められた場合※**に、**対象実需給年度:2026年度は約款第13条第1項①の算定方法が適用**されます。

この期日が「追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日」となります。

※市場退出の確定は、市場退出表明書の提出後に広域機関にて判断いたします（[3]の手続き）。

	11月	～	3月	4月～
[1]容量システム上での市場退出表明	11/7 本資料公表日		★ 3/7 システム上の市場退出表明	
[2]市場退出表明書の提出			★ 3/28 表明書の提出	
[3]広域機関による市場退出の判断		[1][2]を実施した電源等のみ実施		
[4]契約変更/解約・ペナルティ支払い等の手続き (市場退出が確定した電源等のみ)				[3]で市場退出が確定した電源のみ実施

■ 「[1]容量市場システム上での市場退出表明」は、容量市場システムの「ペナルティ要素情報登録画面」にて行います。

詳細の作業内容は、「容量市場業務マニュアル(実需給前に実施すべき業務(全般)編)」の「2.6. 事業者の退出表明に基づく市場退出」を参照してください。

- 容量市場業務マニュアル(実需給前に実施すべき業務(全般)編) (対象実需給年度：2025年度)
https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/2025_jitsujukyu_kanren.html
- 容量市場業務マニュアル(実需給前に実施すべき業務(全般)編) (対象実需給年度：2026年度)
https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/2026_jitsujukyu_kanren.html
- **対象実需給年度:2025年度**については**2024年12月25日(水)18時**までに完了してください。
- **対象実需給年度:2026年度**については**2025年3月7日(金)18時**までに完了してください。

対象実需給年度:2026年度については、上記期日を過ぎた場合、経済的ペナルティの算定方法として約款第13条第1項①は適用されません。

ペナルティ要素情報登録画面での登録項目

■ ペナルティ要素内容

- 「01：事業者都合による市場退出」を選択。

■ ペナルティ要素内容詳細

- 市場退出事由を記載。

■ 退出区分

- 「全量退出」または「一部退出」を選択。

■ 退出容量[kW]

- 市場退出する容量を記載
(全量退出を選んだ場合は自動入力)

容量市場システム
ペナルティ要素情報登録画面

ペナルティ要素情報	
ペナルティ要素内容 *	ペナルティ要素内容を指定してください。 01：事業者都合による市場退出
ペナルティ要素内容詳細	全角または半角文字で入力してください。
退出区分 *	退出区分を選択してください。 ○全量退出 ○部分退出
退出容量[kW] *	半角数字で入力してください。 0

※容量市場システムの利用には、クライアント証明書が必要となり、クライアント証明書には有効期限がございますのでご注意ください。クライアント証明書は有効期限日の異なるものを複数登録可能ですので、クライアント証明書の期限が切れる前に、新しいクライアント証明書の取得・登録をお願いいたします。

[2]市場退出表明書の提出

- 「[1]容量市場システム上での市場退出表明」を実施された事業者様へ、**市場退出表明書の様式等について、個別に広域機関から連絡**を差し上げます。
- 「**市場退出表明書**」の様式を送付しますので、**必要情報を入力し、押印の上、スキャンデータを広域機関まで送付**してください。原本については、データ送付後速やかに広域機関まで郵送してください。
- 広域機関にて退出事由等を確認します。必要に応じ、再提出を求める場合がございます。
- **対象実需給年度:2025年度**については**2025年1月17日(金)**までに、押印済み市場退出表明書のスキャンデータを送付してください。
- **対象実需給年度:2026年度**については**2025年3月28日(金)**までに、押印済み市場退出表明書のスキャンデータを送付してください。

対象実需給年度:2026年度については、上記期日を過ぎた場合、経済的ペナルティの算定方法として約款第13条第1項①は適用されません。

市場退出表明書の記載内容

■ 表紙

- 事業者情報
容量提供事業者名、事業者コード等

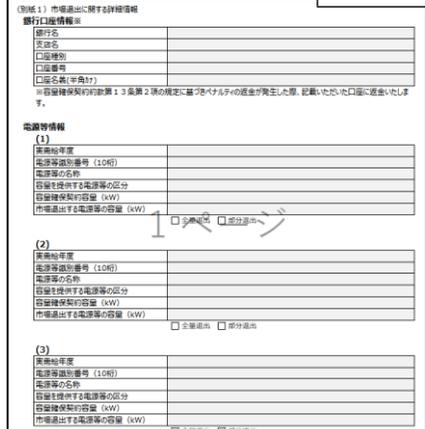
■ 別紙 1

- 銀行口座情報
(返金手続きが発生した場合※に使用)
※約款第13条第2項参照

- 退出する電源等情報

■ 別紙 2

- 市場退出事由

表紙	別紙 1	別紙 2
 <p>表紙: 市場退出表明書の表紙。事業者情報、事業者コード、銀行口座情報、退出する電源等情報、市場退出事由の欄がある。</p>	 <p>別紙 1: 銀行口座情報、電源等情報。銀行口座情報(返金先)と電源等情報(実需給年度、電源等識別番号、電源等の名称、容量を提供する電源等の区分、容量確保契約容量、市場退出する電源等の容量)の欄がある。</p>	 <p>別紙 2: 市場退出事由。市場退出事由の欄がある。</p>

[3]広域機関による市場退出の判断、

[4]契約変更/解約・ペナルティ支払い等の手続（市場退出が確定した電源等のみ）

- [2]で提出いただいた「**市場退出表明書**」の内容をもとに、**市場退出の可否を広域機関にて判断**いたします。メインオークション応札時点での見通しや、市場退出に至った経緯等を詳細に記載してください。

市場退出が認められる要件は、約款第12条第1項に定められています。

<参考>

➤ 容量市場 容量確保契約款

https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/jitsujukyu_kyoutsu.html

- 市場退出が認められた場合は、市場退出時の経済的ペナルティの金額を確定し、変更契約書または解約合意書を締結します。
- 変更契約書または解約合意書を締結した月の翌月末までに、市場退出時の経済的ペナルティを広域機関指定の口座まで振り込んでいただきます。